九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

1860年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制(下)

小林, 榮三郎

https://doi.org/10.15017/2335116

出版情報: 史淵. 62, pp. 45-67, 1954-09-15. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:

八六〇年代のドイツ勞働組合こツンフト遺制(下)

小 林 榮 三 郎

五

部分的に)負うものであり、さらにこの金庫制こそ、管見によれば、 金庫制は、 必要とし、多くの資本を要する業種は、小經營にとつて不可能となる。古い手工業的製品は、 でもなく、總じて産業革命の進行、手工業的な小經營から中・大經營への發展にともなつて、工業生産の主導權は資本を て、企業家と勞働者との關係が支配的となり、勞働力の極度の利用、分業主義の徹底、不熟練工の採用などにともなっ の地位に轉落し、 い製品によつて壓迫され、小經營は中・大經營と太刀打ちできず、獨立の小親方の大部分は、 もつた企業家あるいは會社の手中に握られる。新しい機械の發明、生産方法の變革は、熟練せる職人の勞働力を必要とす の金庫制がドイツにおいていちじるしく發達しえたのは、この國におけるツンフト遺制の根づよい存續に(すくなくとも る生産工程の領域を次第に狹め、 以上、一八六〇年代を中心として、ドイツにおけるツンフト遺制とも呼びうべきものをかえりみたのであるが、いうま 熟練勞働者は失業の増大と賃銀の浮動・下降現象とに絶えず脅かされる。 産業革命期に入つたすべての國に共通に見られるこうした情勢のもとに生れてきたものであつた。しかし、こ わずかに一部のものが商人あるいは中・大經營者へと上昇する。親方と職人との古い關係では なく し 機械化された多くの業種では、 低賃銀の不熟練勞働者が使用されてくる。大きな機械を ツシフト遺制的な諸組織の衰微ののちにも、 十九世紀ドイツにおける職人共濟の諸種 職人と同じく産業的隷屬者 機械を用いて造られる新し

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

亍

およぼしてゆくのである。 人意識の存續を挟けた最も主要なる要因として、一八七〇年代から一八八〇年代にわたる勞働組合運動にも大きな影響を

かれ から、 していた地方的ブルーダーシャフト Gesellenverbände der Innungszeit zurückgehender Kassenwesen und eine lose Organisation bestand, in jener Zeit eben noch im Uebergang vom Kleinhandwerk zum Grossbetrieb waren und wo schon eine auf die イヌング時代の職人組合にさかのぼる金庫制と緩い組織とが存在していたからである。(Nur in den Gewerben, die 時まだ小手工業から大經營への移行過程にあつた業種においてのみ、 あたり純政治的な色彩のものであつた。こうした純政治的運動よりもさらに一段と落ちついた發展は、ただ、 よつて勞働者のあいだに呼びおこされた階級意識、そういったものによつて勞働運動が起つてくるが、この運動は、 係を考えるためにも参考となる點が多く、また帽子工は一八六○年代の勞働運動史にもたびたび注意される勞働者であ 年)で、こうした共濟組合についての詳細な研究を發表している。これは帽子工におけるツンフト遺制と勞働組合との闘 つて高まつてきた。一八六〇年代にくりひろげられた社會主義的な宣傳、 の職種に従事するものの經濟狀態の惡化にともなつて、强固な團結によるそうした惡化阻止の必要が痛感されることによ ここにやゞ詳しくフリッシュの所説をかえりみることにする。フリッシュによると――帽子工組織化の機運は、 ター・フリッシュは Entwickeiung möglich und denkbar・)帽子工は、六〇年代のはじめにおいて、まさしくこの狀態にあつた。 やはり當時の勞働運動に影響されたことは疑いの餘地がないけれども、 「帽子工業およびフェルト製品工業に從事せる男女勞働者共濟組合」と題する論文 (職人組合) Lokalbruderschaft 可能であつた。けだし、これらの業種では、 によつて、一つの組織をもつていた。 マルクスやラッサールおよびその後機者たちに しかし、 かれらはその職種にまだ存在 ح あたかも當 (一九)二 組 ح 織

は

遍歷扶助制

(Wanderunterstützungswesen) ・ 勞働紹介 (これは全く質弱な程度にすぎない が)

および

疾

病

Momente den Anstoss.)一八六六年の印刷勞働組合(Buchdruckerverband) sich centralisierten-denn ein anderes ist die Gründung der Gewerkschaft nicht gewesen-, gaben verschiedene ♦ 🖳 (statt dass der Geselle seinen zünftigen Spruch hersagte, wie es ursprünglich Sitte gewesen war) ′ ⟨ Deutsche Hutmachergesellenschaft に所屬し、その所屬を示す身分證明書 ていた。 挟助を規制していた。たとえばベルリンでは、五〇年代に、帽子工ゲゼレンシャフト かだが、他方また「ドイツ製帽中央勞働組合」(Centralverein deutscher Hutmacher ならなかつたのであるが、この集中には、さまざまの要因が刺激を與えている。」(Dazu, dass diese Lokalbruderschaften 證明書は、 て一週間二二½ジルパーグロシェンを金庫から受けとる。 Bewegung)となりえた。さらに、 (マイスター) は (Kassen- und Herbergsangelegenheiten)を處理するために、規則的に集會を開き、 П ル 「ドイツ製帽工通信」 だでの證明書の役もしてくれる。 シェンと、 があつて、 職人(ゲゼレGeselle) 遍歴の**祝儀を請求するときに、その職人が「本來の慣行では唱えなければならぬツンフト的きまり文句を唱え** を開催した。こうした組織は、新しい勞組運動の出發點 職人金庫 親 この組合は一つの死亡·疾病·共濟金庫 方金 庫 (Correspondent deutscher (Gesellenkasse) ĸ はこの金庫に毎月五ジルバーグロシェンを拂込む。 四半季每に一五ジルバーグロシェンを拂込む。職人たちは、金庫とヘルベルゲとの事項 地方的ブルーダーシャフトの成員は「ドイツ帽子工ゲゼレンシャフト 「勞働組合の設立は、これらの地方的ブルーダーシャフトが集中することにほか から三½ジルバーグロシェンを祝儀(Geschenk)として受けとつた。 Hutmacher) 遍歴する職人は、親方金庫 (eine Sterbe-, Kranken- und Unterstützungskasse) አው ቦ (der Ausgangspunkt neuer gewerkschaftlicher の初期のものが立證しているように、 (Legitimationskarte) の設立が强い刺激をおよぼしたことは確 病氣になると、 (職人組合) 一八七一年七月一六日結成) (Meisterkasse) から三½ジルズ なおそのほかに、 Hutmachergesellen-をもつていた。この 治療および薬を含め (職人組合)」 いわゆる季會 社會民主主

一八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

元

とは六〇年代における社會民主主義的な諸組織との確固たる連關の存在を示すように思われるが、 しかし史料 的にはそう

帽子工のあいだに組織化の計畫が最初に浮び上つたのは一八六八年であつて、

實際、帽子工を一つの中央勞働組合にまとめ上げようとする考えは、

帽子工には緣遠いもの

した連關の立證はできない。

の深い影響も否まれない。

↑☆○年代のドイッ勞働組合とツンフト遺制

元

die Hutmacher nicht fern.) ほんのわずかの刺激さえあれば、すでに存在していた約五〇の地方的ブルーダー 組織を更新さえすればよかつたのである。 まとめようとする試みが行われうる情勢にあつたのである。つまり、新しい一組織を作らねばならぬというのではなく、 ではなかつたのであつて、 (Der Gedanke, die Hutmacher in einen Centralverein zusammenzufassen, (Es sollte sich hier nicht um eine neue Organisation, nur um eine lag ja für シャフト

從屬させて獨立性を失えば、 充實した金庫のもつ利點を喪失するのではないか、 あるいはまた、 指導的立場を無くすので

Neuorganisation handeln.) もちろん當初は、

この計畫の實現にたいして、

或るものは、

地方的ブルーダーシャフトを中央の指導に 帽子工のあいだに少なからぬ反對者があつ

た。こうした人々は、中央化の必要をすぐには承認しなかつた。

を見た はないか、 とうしたフリ ―とフリッシュは述べている。 と憂慮した。そののち、 'n シュの 見解については、 中央勞働組合設立の準備は、獨佛戰爭のために中斷され、 いろいろと批判の餘地があるように思われる。 <u>ا</u> わけ、 戦後にはじめて計畫の

實現 フ IJ ッ シ ュが 2地方的

フトの存在意義を過大評價して、中央勞働組合と地方的ブルーダーシャフトとのあいだに横たわる本質的

かれ自身が書いていることから明らかなように、

地方的ブルーダー

ブルーダーシャ

な相違を等閑視していることは否まれないであろう。

ャ

まだツンフ

關係は全く否定される。このような本質的相違をフリッシュが輕視していることは大きな手落ちであると思われる。しか 額づつ支拂われている。 ト的に親方との密接な協力關係にあつて、遍歴する職人への祝儀は親方金庫と職人金庫とから同 しかるに、 近代的勞働運動の理念にもとづく勞働組合においては、 こうした親方と職人との協力

しながら、 と金庫制が存在しえたのは、それらの業種が當時まだ小手工業から大經營への移行過程にあつたからである、 ی Ō ヌング 見解は、 一八六○年代において政治的運動に刺激されつつも、 代の職 ひろく一八六○年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制との關係をかえりみて、 人組合の傳統をつぐ緩い組織と金庫制をもつ業種においてであり、そうした業種にこのような組織 一段と落ちついた地味な勞働組合運動が展開されえたの 首肯されうるところであ とするフリ

ろう。

フ

ッシ

ュ

は一八七○年代のドイツ帽子工運動についても述べている。

本稿で私は一八六〇年代のド

1

・ツ勞

が働

組

合

1/₂ ジ 結成事情とツンフト遺制との關係の考察を主たる課題とするのであるが、勞働組合結成の事情がそののちのド 給され、 て、 て、 的ブルーダー 中央勞働組合の設立者たちは當初いろんな仕事を計畫していたけれども、 Ø 合の發展方向にたいしておよぼした影響をも併せ考えたいと思つているので、一八七〇年代のドイツ帽子工運動について 助は一段と明瞭に規定されている。すなわち、 地方的ブルーダ 地 レフリッ 「域から選ばれた三二名の代議員によつて「ドイツ製帽中央勞働組合」の結成が決議され、組合規約も採擇されたが、 旅行する組合員に扶助を與える際には、仕事口も紹介してやることになつている。これらの場合に比べると、 中央勞働組合の規約に合致するストにたいしては第一週に四ターレルの援助が確保され、 ルバー それ以上の扶助は中央勞働組合の總評議會 の見解をここでかえりみておくことにしたい。それによると――一八七一年七月一六日ライブチ Ħ 、ーシャフトのときに取扱われたような扶助額の規制は、 ャフトのときに質行されていたものだけである。 シェンを與えることになつている。 最初の半年間は一週につき三ター 「遍歴扶助」という一節には、一般的規定だけしかないが、 (Generalrat) の決定に委されている。 「失業」と題する一節にはストライキ規定が これを支部に一任している。 比較的正確に明文化された仕事は、 Ù ル つぎの半年間は週ニタ なお、扶助を受ける病人の態 そのあとは一日につき一七 また古い慣行に従つ 1 すでに地方 ッヒでニニー イツ勞働組 入つてい 疾病扶 ル との 'nз 支

一八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

亍

四九

五〇

八八〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

元

なつた組合員にたいし、金庫事情の許す場合に勤務不能者扶助を與えるであろう、とだけ記されている。 くように仕組んである。 (B. g. äbniskasse) そのほか、付則の部には新組合員の受入れ方、およびこの中央勞働組合において古い職人慣習 給付停止期(Karenzzeit)は明記されず、單に一八七三年一月一日より中央勞働組合は、 この標題記入に捺印する。こうして、すでに支拂つた扶助金と未拂いの分とにたいする監視が行きとど さらに、勤務不能者扶助 につい ての規定が含まれている。すなわち、死亡の場合に埋葬費として一五 (Invalidenunterstützung) も考慮されていて、 每 週三ターレルが支給 (alte Gesellen-規約には、 夕一 勤務不能者と なお

働組合の設立は、 ヘーシャフトの成員だけを念頭に置いている。それゆえ、かつて、 ただ熟練帽子工だけが職人組合 (Gesellenschaften) の維持されること、などが記されている。とりわけ、 地方的ブルーダーシャフトから發したものであるから、この新勞組の設立者たちは、さしあたり舊ブル 組合員資格の問題の取扱い方が注目に値する。 中央勞

「ドイツ帽子工ゲゼルシャフト(職人組合)」(die Deutsche Hutmachergesellschaft)に所屬しえたと同様に、

ただ製帽職を修業した者だけが組合員たる資格をもつことになつている。加入金は五ターレル、

掛金は週五〇ペ

工なら誰でも直ちに完全な組合員として扱われるかといえば、以前の「ドイツ帽子工ゲゼルシャフト」に所屬していたこ の取得者だけしか納付しえないわけである。こうして、修業していない不熟練帽子工は締出されているが、 ッヒとし、一年後には六〇ペニッヒと定められているので、こうした高額の掛金は、修業を經た帽子工で比較的 ルテで立證できる者だけに限られることになつている。この證明のできない者は、組合に加入しても最初の六ケ月 修業した帽子 高賃銀

間は、

病氣の場合に疾病扶助を受けられず、つぎの六ヶ月間は規定の扶助額の%を受け、

組合加人後一ケ年を經てはじめ

その他の國外都市から、 dieses feste が行われたが、 ルク (Pressburg)、ボーツェン において養われていた共屬感によるものと考えて差支えないであろう。 合員にたいするロック・アウトが行われ、組合員は組合脱退を强いられた。一八七三年には多くのストとロック・アウト 名をもつて中央
学働組合が
活動を
開始すると、
この組合は企業
家團との
困難な
闘争に
直面しなければならなかった。
すな 結束に對抗して、 Gesellenschaften, mit dem andern schon auf dem Boden der modernen Arbeiterbewegung.) こうした帽子工の 金庫となつたという事情にもとづくのであろう。 ツンフト的誇りによるものでは決してなく、むしろ奮ブルーダーシャフトの金庫が、その在庫額をもつて、そのまま支部 (Es unterliegt keinem Zweifel: die Gründer des Centralvereins standen mit einem Fuss in den alen zünftigen ・ ウ (職人組合) に入れながら、 規定通りの扶助を給付される。新加入者にこうした特別扱いを定めたのは、おそらく、いわゆる「正規」の帽子工の オッフェ ング」Deutsche Hutmacherzeitung を發行した。そのため、一八七二年一月一日から、 製帽業の特に榮えたウルム、 gepflegt worden war.)そのほか、帽子工の古くからの國際的關係も、この際ものを云つている。プ Zusammenhalten hauptsächlich jenem Zusammengehörigkeitsgefühl zuschreibt, welches in den Bru-ンパッハ、ニーダーラート 組合はよくこの壓迫に抵抗し抜いた。このような組合員の强固な結束は、 一八七一年の末すでにドイツの製帽企業家は團結し、機關紙「ドイッチェ・フートマッヒャー・ツァイ ロック・アウトを受けた人々への扶助金が送られた。企業家も、勞働者とひとしく、この闘争で 片足をすでに近代的勞働運動の地盤に入れて立つていたことは、 (Bozen)、ブリュン (Brünn)、ブダペスト、グラーツ、 オッフェンブルク、ラール (Lahr)、ケール (Kehl)、ダルムシュタット、 (Niederrad) 、 * かくして中央勞組の設立者たちは、 ンブルク (Homburg)、 (...man wrid nicht fehlgehen, アルテンブルクなどで、 片足は舊ツンフト的 主として、ブルーダー ピルゼン、 四二支部、 凝いの クリスティアナ 組合員 ゲゼ wenn 餘地がない。 中 一四六五 ハーナ シャ フ

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

亍

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

行)

に移つている。)この最初の危機を克服したのち、つぎの諸年間に中央勞働組合は落ちついた發展をとげることができた

ブラウンシュヴァイクとハンブルク=アルトナの地方的ブルーダーシャフトだけは當初この中央勞働組合 に

加 入せ

٤

究

帽子工の勞働組合運動において職人組合の傳統と金庫制の存績とが大きな役割を演じたことは、上記フリッ かなり長い交渉を經て、のちに漸く参加した ――とフリッシュは述べてい シュの研

いする闘爭を開始したとき、一つのものが残つた。職人共濟金庫(Gesellenunterstützungskasse) によつて明らかであるが、 つぎのように書いている。 鍛冶工の場合についても、 ――ドイツでは、 十九世紀の警察國家が地域的なゲゼレンシャフト エミール・バスナーは「ドイツ鍛冶工運動史」(一九一二年刊)の がそれである。 合 にた ツ

傳わつた。一八五七年の商業大恐慌ののち、ドイツで最初の近代的勞働鬪爭が始まつたとき、 だのであつて、それだけ一層强くこの金庫に古い慣行が俗りかかることになった。舊時代の組合思想はここから新時代に フトの組合思 ットにならつて行われた。 想 (der organisatorische Gedanke der Zunft) 最 初 Ø 社 會 主 義的 運動、 は、いわば最後の要塞としてこの金庫のなかへ すなわちラッサール主義の 運動の それらの闘争はツンフト 前景に ッ ンフト職人 逃げこん

分、晝食に一時間の休息時間を置いて、午前六時から午後六時までの一○時間勞働とすること。臼日曜勞働の廢 めぐる闘爭を行なつたのは、 (Zunftgesellen) が立つているのと同様に、ツンフト的な權利と勞働慣習(zünftige Rechte und Arbeitsbräuche) は賃上げと勞働狀態改善とのために、つぎのような決議をしている。すなわち、日 ツンフト職人たちである。また、一八六九年六月二一日、ベルリ ンの鍛冶職人 朝 夕食にそれぞれ三〇 (Schmiede-

仕事の終つたあとで賃銀を支拂うこと。これは當時、名目上は午前五時から午後七時までの勞働時間となつて

い。 る28 任された。このとき、 とツンフト職人とのあいだに横たわる差異を等閉視しているが、 組合思想を、 ルリン鍛冶工の地方勞働組合(Ortsverein)の委員會とアルトゲゼレ すぎぬ。 は馬具親方 どすべての仕事場で、 としても相當に信賴しうるものと思われるが、ここでも職人共濟金庫がツンフト的な組合の慣行を保存し、 いたが、 イスター、(長老 著者バスナーは鍛冶工として當時の勞働運動に挺身し、 食事がすむと直ちに仕事にかかる。 これも、七月二八日には一○時間勞働の要求を一一時間に延長して要求し、賃上げの件は撤回された。交渉は 事實上は午前四時四五分から、 (規方の資格をもつ勞働者、すなわち親方職人 Meistergeselle すくなくとも部分的に繼承したことが示されている。 Obermeister) イヌング委員(Innungsvorstände)の或る集會で、鍛冶屋イヌング(Schmiedeinnung) 日曜もすくなくとも正午までは就業した。 が職人たちのストについて報告し、その解決方法を議した――とバスナー たいてい午後七時三〇分まで就業し、親方の賄いであれば大部分は食後の休息も 賄いでなければ正午の休意は普通四五分だつたからである。 みずからの体験を語つている場合が多いので、 かれの記述によつて、イヌングと地方勞働組合との對立 しかも賃銀は四――七ターレルで、もちろん七ター ただし、 (職人組合長老 Altgeselle) ——小林註) バ スナーも近代的な勞働運動に努力し だけに支拂われる例外的賃銀 たるハルトコ そのうえ、 'n 本書は史料 ンフト のオー プフに委 述 ほとん ベ ť

なわち、 ツ金屬勞働組合」 「ドイツ金屬勞働組合の發展と活動」(一九一二年刊)によると、 鍛冶工は、 「國際金屬勞働組合」 ラ ノッサ のちに金屬勞働組合に加盟して産業別の勞組を結成することは周知のとおりであるが、 í ル (Allgemeine deutsche Metallarbeiterschaft) O 死後ことでも二つの方向が現れた。 (Internationale Gewerksgenossenschaft der Metallarbeiter) ដែកក シュヴァイツァーの指導下に一八六八年一二月二八日 がハノーファーを本部として結成され、アイ 金屬勞働者運動の發端は一八六八年にさか オッ ル ンベルクを本部 のぼる。す ゼナッ 水 一全ドイ IO

e

| 闘争の容子が推察されるのは興味ふかい。

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

F

五.四

し合うこと」を掲げ、 (freie Krankenunterstützungs- und Begräbniskassen) の創設、 後者はその規約に、組合の目的として、「本組合の名譽、精神的ならびに物質的利益を相互に擁護 この目的を達成するために、(A現存の强制金庫 (Zwangskassen) (b) 全國的遍歷扶助金庫 の廢止、 自由なる疾病扶助 (eine allgemeine

間の掛金額、 組合のひろがつている地域數、 はり金庫制が新しい勞働組合において組合員の結束を固めるための手段として重要視されていることは明らかであろう。 Wanderunterstützungskasse)の設置 を結んだか、 豫約者數、 によるか新聞によるか等、勞働紹介所の有無、機關紙の有無、その名稱、 も義務的であるか、 場合に分けられている。つぎに組合員の臨時掛金、その掛金はどの場合(スト、失業、旅行、 その場合としては、 ラーの「石版印刷工および類似職業の諸組織」(一九一七年刊)に見ゆる一八七七年のドイツ諸勞働組合統計表によつ 八七〇年代から八〇年代にかけても、金庫制は勞働組合活動の重要な部面を占めていた。このことは、 うかがわれる。 機關紙の每季發行回數、發行地名、各號の出版編集費、上記の諮問題について當該組合は他の勞働組合と協定 組合は登録せる積立金をもつているか。――という項目を經て、最後に、全ドイツにおける男女同職者の概 などの項目のつぎに、「挟助は下記の場合に支拂われるか」という見出しで、各組合の回答を求めている。 組合の一ケ月間の平均收入、 「ストのとき、 大 この表は、 組合員數、一ヶ月間の組合收入合計、 勞働組合名、 失業のとき、 (以下g項まであるが、省略)などを行うことを記している。 本部所在地、 同じく平均支出、 旅行のとき、疾病のとき、死亡のとき、勤務不能のとき」という六つの 組織形式 組合活動の運營(Betrieb der Agitation)は各個人 入會金額、 (個人加入·地域組合制 像約購讀は義務的か自由か等、 組合員の毎週の掛金額、 疾病、 行政區畵 死亡、勤務不能)に これによつても、や 毎季の豫約料金、 別組 組合員の一ケ月 合制など) 埋

數	數を掲げている。これによつて見ても、金庫制は機闢紙とともに、この調査の	の二大項目の一	との調査の二大項目の一つとなつているといえよう。
<i>2</i> -	この統計表によつて主な勞働組合の一八七七年における本部と組合員數と全ドイ	空ドイツ (男女))同職者數を左に摘記する。
	組合名(本部所在地)	組合員數	全ドイツ(男女)同職者數
	ドイツ印刷勞働組合(ライプチッセ)	五、五〇〇	11,000
,	製本および類似職勞働組合(ライブチッヒ)	. 000	一五、〇〇〇
	ドイツ製桶勞働組合(ライブチッヒ)	五〇〇	10,000
	金銀加工および類似職勞働組合(シュヴァーペン・グミュント)	八〇〇	110,000
	ドィツ硝子工業勞働組合(レープタウ)	七〇〇	四0,000
	男女マニュファクチュアおよび手工業勞働組合(グリミットシャウ)	一、二五〇	国00,000
	全ドイツ左官および石造建築勞働組合(ハンブルク)	三、五〇〇	七0、000
	金属勞働組合(ブヮウンシュヴァイク)	四、〇〇〇	・鍛冶工・ブリキエを含む)
	ドイ 鍛冶勞働組合(ベルリン)	六〇〇	二五、〇〇〇
	石版印刷勞働組合(ニュルンペルク)	六 〇〇	110,000
	錠崩蜒造労働組合(ミュンヘン)	八〇	110,000
	製靴および類似職勞働組合(ゴータ)	三、五八五	一五〇、〇〇〇
	全ドイツ裁縫労働組合(ギーセン)	二、八〇〇	110,000
	全ドイツ船大工勞働組合(ハンブルク)	11,000	六、000

|八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制 (下)

五 五

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制 (下)

五六

イギリスのような纖維工業	右の表で氣づくことは、ツンフト以來の古い傳統をもつ職種の組合が大部分を占めていて、イギリスのような纖維	右の表
五五、〇〇〇	ッ大工勞働組合	F
110,000	イツ製陶勞働組合(ハンブルク) 五〇〇	全ド
1110,000	および類似職勞働組合(マンハイム)	指物
五、〇〇〇	内裝飾勞働組合(ベルリン)	室內
☆五、○○○	ツ煙草勞働組合(ベルリン)	ドイ
二五、〇〇〇	工勞働組合(ドレスデン)	車大

が、これは概して全國的な勞働組合を對象としているので、地方的勞働組合で全國的な統一組織に加盟していないもの の勞働組合の隆盛がドイツでは見られないことである。なお全勞働者數にたいして組合員數の少ないことも注目に値する

相當あることも、考慮に人れなければなるまい。

合とのあいだに、金庫制をめぐる闘争が行なわれたことは、バスナーの「ドイツ鍛冶工運動史」によつても知られる。

このように、一八七○年代に入つても金庫制は組合活動の大きな部面を占めていたが、親方の牛耳るイヌングと勞働組

加入。 のをいう。「イヌングとの些細なイザコザは、 實際に活動を開始し、 り、組合設立が決議され、五〇〇人の加入者を確保した。その際、 八七五年六月一四 脱退が自由意志によるものであり、 (日ベルリンの鍛冶工一五〇〇人ばかりが、疾病金庫の問題討議と全國的鍛冶勞働組合結成 金庫加入者はほどなく九○○人に増加した。自由な金庫とは、 金庫の運營規約も當局の定めによらず、 アルトゲゼレ (組合長老) たるヒルデブラントとバスナーによつて、 自由な疾病金庫を設ける決議も行なわれ、この金庫は 加入者の合議によつて變更されうるも 强制金庫にたいする表現で、金庫 O 目 的 C 闘争 集 Ó

のすえ解決され、イヌングは、マイスターゲゼレ(親方職人 Meistergeselle)だけのための疾病金庫の設立にたい

する

によつても、 委員會 働運動 明らかにしてくる。 17 ていることは、 との一八八五年に をととともに、 酸行することに 770 によるとイヌング委員會 (der Innungsvorstand) (職人組合長老) たるシュタインに話をされたい、 ク の **に宛てて發送されたという。こうして發送した結果が「いちじるしくわれわれの期待を挫いた」とバスナーが記している** 一利を放棄しなければならぬ破目になつた」とバスナー自身書いている。また、そのころ多くの勞働組合が機關紙を發行 . ;\$ ĺ まことに興味ふかいものがある。 切の試みにたいして抗議し、 ÷ ヌングのオー イスター 勞働時間 小林註) うか ルリン鍛冶勞働組合も、これにならつて、一八七六年八月、「かなとこ」(鐵砧 この宛先がアル 同 なつたが、 がわれる。 年五月の初め、 おいても、 Ò Gesellenausschuss 回答が報告されると、 Š 一八八五年ベルリン鍛冶勞働組合は、 勞賃率については、 1 V その見本は、 イスター それには、 まだヘルベルゲや遍歴扶助や勞働紹介が、 トゲゼレやヘルベルゲとされた事實は、 べ ルリ 勞働組合 (Fachverein) (長老) さらに一八八〇年代に入ると、 との共同討議においてのみ交渉されうるからである。それゆえ、 職人委員會(すなわちツンフト 宛先のわかるかぎり、諸都市のアルトゲゼレ(職人組合長老) 「會議は、 ンの鍛冶エエド その會議は、 たるヴァル は規約により、 われわれの仕事場の という回答であつた。三月一七日の勞働組合會議で、 レーヴ 職人 (Gesellenschaft) ン イヌングにたいして、日曜勞働の廢止などを要求することに ŋ シェ こそベルリンの職 ィッツと車大工 に要求書を提示した。 鍛冶勞働組合と交渉することができない。 いよいよイヌングは親方の利益團體としての性格 べ 勞働組合とツンフト遺制との關係を考 的 (部分的に) ル に親方と職人とから構成されるイヌングの ŋ ン鍛冶勞働組合の (Stellmacher) のあいだに分裂を引起そうとするイヌン 人の唯一の眞の代表であると宣言した。 悲しむべき狀態の眞因の確認、 三月二日長老は回答したが、 Ambos) ハイダ 重要な問題 と題する機 およびヘルベ ーとの連署の文書 交渉の經過とオ アルト で の 一 けだし、 Ż 部とされ る 新聞 5 ルゲ ゼ それ なら

な

人

え

五七

びに遍歴扶助制

一の討

議

に從事すべきであるから、

b

れわ

れは全國からこの會議に参加されむことを期待

する」とある。

ح

F

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

バが制

の呼びかけによつて五月二四 · 二 五 兩日にわたつて開かれた鍛冶工の會議では、 「旅行扶助の導入、 ヘルベ ル

八六〇年代のドイツ勢働組合とツンフト遺制

元

う手工業職人の幾世紀にわたる古い慣習から發生した旅行扶助 (Reiseunterstützung) の「勞働組合」(一九二七年刊)のなかで、このことを指摘している。 われわれはドイツの共濟金庫制が演じた役割を過大に評價してはならぬ。ジャネット の規制、 無料の勞働紹介所の設置に努力すべきこと」が決議されている。 それによれば は、 遍歴する同職者を扶助するとい 勞働組合運動の發端と時を同 カッサウはすでにそ

ぱら自由意志による制度をめざしていたのにたいして、ドイツでは、八〇年代の前半に疾病・災害保險法が發布され 重要な結果をもたらさなかつた。イギリスでは、一九○九年から一九一一年にいたる改革まで、勞働者階級の保障はもつ の組合は旅行扶助を與えたことがしばしばある。扶助のこうした部門が採用されたのは、主として、それが古い職業傳統 じうして存在している。新たに設立された勞働組合が一八七〇年ごろに何らかの活動を指示しうる以前に、 合致したためであり、また、まさしく若い同僚を組合に加入させうるためであろうが、組合組織の構成にたいしては、 すでにそれら

緊密に接觸していて、 なるほどドイツでも、 イギリスの模範にならつて、自由意志による疾病保険制度が發生していた。 組織上の連繋によつて、とりわけ一八七八年から一八八三年までの社會主義者法による との制 度は勞働 最も 組 困

を學んだにすぎないからである。もつとも、 の方向の勞働組合を除いて)、 けだしド 夫病· イツの勞働者は 3務不能•轉居扶助 (二三の例外的職種を別とすれば)、 イギリスにおける發展とは全く反對に、さしあたり單に副次的な重要性しかもたなかつ -部分的には失業扶助さえ) 社會民主黨派の勞働組合においても、七〇年代にすでに扶助制度 が存在していたし、 九〇年代の中でろから初めて、 例外法(社會主義者法) 充分の掛金を拂うこと (旅行扶助 時

勞働組合を保險施設なりと宣言して自己の統制下に入れようと試みたのも、まさしくこの挟助制度があつたから

諸年に、

勞働組合のために大いに役立つた。

しかし挟助制度は、

勞働組合運動そのものにおいては

へヒル

シ

ドウ

ンカ

かに劣る重要性しかもちえなかった、といいうるであろう。 スに比して少なかつたであろう。そのためにドイツの共濟制度は勞働組合運動そのもの を獲得したのである――とカッサウは説いている。 情の不良のため充分の能力を欠いでいた。九〇年代の後半に組合員敷が増すにつれて、 しか それらの制 度は、 主として闘争活動 確かにカッサウの力説するように、 ・ストライキを目標としていて、 しかし、 先にも繰りかえし指摘したように、 ドイツ共濟金庫の掛金は、 各方面 これら において、 の制度はようやく内的 の扶助にたいしては金庫事 才 ・ギリ 共濟金庫 スに比べ 制 ると遙 な力

行われたことについて、 によつて、 全く一定した仲介形式に縛られた。 九世紀の末までもドイツの勞働紹介が、 つぎのような記述がある。 V オポルト・フォン・ヴィーゼが一九○○年に發表した論文「ドイツにおける勞働紹介の最近 ――重商主義の時代が、 フランスではル 職人組合時代からの古い傳統を受けついで、 7 最初の國家的統制をつくり出した。手工業は、 一四世の治世に、 職人たちは同僚から職場を世話しても 勞働組合みずからの 國家の 手で

イツの勞働組合活動において大きな部面を占めていたことは、

争えぬ事實である。

らうことを許されなかつた。

工業における勞働紹介の發端は、

この時代に屬する。

そののちナポ

レオ

ンの警察國家は、

Ŋ, 促進の フラン 定の官廳から發行される勞働簿と勞働紹介票とをつくつた。 ^ス 事情の ンドリ 200 スで組織化の措置が國家權力から發したのにたいして、 ため に最近 ソ の一つの重要手段と見なして、この手段をますます大いに使用したので、今日では勞働組合の勞働紹介が 固有の特性となつているほどである。一方、 ・サイ **勞働者サンディカの勞働紹介が職場紹介の分野における一つの新要素となるに** エティズや勞働組合(trades unions) は、 フランスでも勞働紹介はますます大きな重要性をもつようにな これらの官廳だけが、 イギリスでは勞働者團體が勞働紹介の領域に介入した。 勞働紹介を自分たちの手で取扱うことを、 勞働者のための いたつてい 職 場紹介を行なつた。 自分たちの利益 る。 ح れらの イギ

多様な發展のもついろい

國に比較すると、

۴

イツ帝國は遙かに大きな多様性と分裂性とを示している。こうした事情は、

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

F

因であつたことを示すものとして、注意すべきであろう。 論文が一九○○年に發表されたものであることを考えるとき、 組 や市町村による一連の、 にならう勞働者團 なるほど、かなりの程度に存在してはいるが、フランスほど擴大することはできなかつた。 まで存續している。それゆえに勞働市場の一部は工業的組合によつて支配されているので、官廳による職場紹介業務は、 ことでは非常に多くの要因が競い合つて作用している。まず第一にドイツでは、以前の經濟的諸時代の遺産たる工業上の ろの利點とともに、あらゆる非集中性のもつさまざまの顯著な不利點を內包する。ドイツの特有の歴史的發展によつて、 ーーとヴィー |合的形式 (die korporativen Formen der Gewerbe)が、營業自由の原理の導入とともに除去されないで、 ゼは い う は 32 體 の活動が、イヌングおよび使用者團體の勞働紹介に對立している。そして、公共の利益をめざす團體 ここにヴィーゼが勞働組合とイヌングとの、勞働紹介をめぐる葛藤に言及していることは、
 中央化的な不偏不黨の勞働紹介が、こうしたさまざまの分枝への分裂を無くそうと努力している 一八九〇年代においてもイヌング勢力が侮るべからざる要 他方において、 イギリスの例 或る程度

t

二年のシ すでに「企業家」にたいする「熟練勞働者」を指していたことは改めていうまでもない。「親方」(Meister) という 練勞働者を表現しつづけていたからであつて、その意味する内容が、ツンフト時代の親方にたいする「職人」ではなく、 たつても、 いれまで私はゲゼレ(Geselle)という言葉を「職人」と譯してきたが、これは當時の用語法が依然としてこの言葉で熟 やはりその内容を異にして、大・中工場經營者にたいして小工場主を指して使われるのが普通であつた。一九〇 まだ「技術的に修業を經た勞働者」(technisch gebildete Arbeiter) 七 ラース 7 1 ルブーフ所載、 カール・ゾイテマ ンの論文 「職業統計および産業統計 をゲゼレと呼んでいる。このように十 の理論的基礎づけ」 にいい

ではない。しかし、 世紀はもとより、 ゲゼレという言葉が愛用されつづけたという事實だけで、ドイツ勞働組合運動の性格を決定しようというの 二十世紀に入つてもゲゼレという言葉が使用しつづけられた事實に、私は注意したいと思う。 すくなくとも一八九二年のハルバーシュタット會議あたりまで、 ドイツの勞働組合運動は、 主とし

ħ.

て、 ያን くからの職業的 これらが古くからの職業別による組合を固執した主たる理由が、あるいはすくなくとも一部の理由が見出され 、わゆるゲゼレすなわち熟練勞働者によつて擔われ推進されてきた、といえないであろうか。 周 傳統をもつハントヴ |知のごとく生産技術の變革にともなつて新しい職種が生れてくるし、 _ ル カー (手工業職人 Handwerker) の性格を、 不熟練工も同じ産業部門 なお强く保持していた。 これらのゲゼ るで Ø は、 ある

に薄れさせる。 と競争しうる新熟練工となる。 これまでの職業別の組合では、 かくして生産万法の機械化による産業構造の變化は、 企業の集中に對應できなくなる。古い熟練職業の孤立性は薄らぎ、 舊來の職業のあい だの境界線を次第 新らし

争を展開 置が要請されてくる。ことに從來の狹い職業別組合に代つて、廣い産業別組合を結成し、統一ある指導のもとに强力な鬪 ・生産工程において關連の深まつた職業は互いに結びつかねばならぬ。 わねばならなくなる。このようにして一八九〇年代から二十世紀初頭にかけて次第に産別 アウト する必要に迫られる。 をもつて反撃される。そのため、 狹い職業別組合で企業家陣の一部を相手どる闘争を試みても、 一八九〇年代に入ると、 ストに際しては金庫がたちまち枯渇するので、 企業家側の組織が强 企業の集中に對應する職業の集中ともいうべき措 一段と廣い戰線を構成する企業家團 化されるので、 いよいよ産業別 組合 他の組織や總委員會に援 Ø 結成を見ることにな 組 合の 必 らロ

が、それぞれ産別組合を

九一〇年

木工勞働者がそれにつづいた。この三つの産別組合は、その後ますます隣接の職業別組合を併せていつたが、

まず金屬勞働者が一八九一年にトップを切つてこれを組織し、

翌年に皮革勞働者が、

さらにその翌一八九三年には

助

には建築勞働者が、翌年には船員と港灣勞働者との團結による輸送勞働者(Transportarbeiter)

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

F

1

シ ے.

B

ŀ

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

行

結成した。このような産別組 たる經過と討議の結果とを簡單にかえりみよう。 れた會議である。この會議は當時のドイツ勞働組合運動の擔い手の性格をよく示していると思われるので、 一合の結成に移る轉換點に立つたのが、 さきに觸れた一八九二年のハル パ 會議成立に で行

他の は ベ Ø 何ケ月にもわたつたが、ハンブルクの勞働者は屈せず、 全勞働者の一致せる行動によつてのみ可能であろう」からである。この呼びかけは反響を生んで、 題である、 で一八九〇年五月一七日にはドイツのすべての勞組の中央委員會や役員に呼びかけて、 高まつたドイツ組織勞働者の政治的關心は、今やハンブルク=アルトナ事件の成行きに集中されることになつた。 勞働者をロッ に勞働組合會議 金屬勞働組合から選ばれた五人の委員 う争議も後まわしにして全力をハンブルクに集中し、 八九〇年の トおよびスト援助にたいする態度決定、 リューベックの とうつたえた。けだし、「尊大なる企業家連中の攻撃にたいする有効なる防衞は、 「結の自由をめぐる闘争がくりひろげられる。 ク・アウトしようとした。企業家たちは、 ジメー (Gewerkschaftskonferenz) ・デー シュヴァルツ、 ののち、 ハンブルク=アルトナの使用者連盟 ハンブルクのメッツガー)は、まず他の一切の紛争中のストを急速に終結させ、 (フュルトのゼーギッツ、 が開かれ、すべての勞働組合から七四名の代議員が出席した。 二企業家諸團體とその勞働者組織への敵對行動とにたいする態度決定、 一切の資金をハンブルクに注ぎこむことを全國 全國的應援を受けて意氣いよいよあがつた。このときド これらの勞働者の復職には勞組からの脱退を條件とすると聲明し 一八七八年から一八九〇年にわたる社會主義者法の期間 = _ (Arbeitgeberverband) ル ンベルクのブ 全勞働組合會議 レーダー、 勞働組合を組 は、 一一月一六日ベ ライプチッ メーデ の開催とそ緊急課 に提唱した。 織 しに参 せるド そ Ł の イツ各 Ó ルリ 闘争は が加した ゴ 却つて 議 ル 題 地

三組織問題

般、

四全國勞働組合會議の召集にたいする委員會の任命、

などであつたが、

これらの議題について討議のす

中央集權的な組織の必要が認められている。けだし、

地方分權的な組織は生産關係に合致

え採擇された決議においては、

業別 Ħ は、 **う**ク ラーフ 合會議」 働組合の實狀を統計的に調査することに着手し、 mission der Gewerkschaften) すること、さらに、 というのは、 仕事をさせるが、 選出され、 合は共通の代議員によつて會議に代表されうるようにせねばならね、 運動 合の中央組織が全體の運動の基礎となる。關係のふかい職種は、 |合會議を結成すべきである。 ないから、 《組合)industrial union などである。 を發行することになり、 いろいろむづかしい を展開し、 (Gewerkschaftskongress) ŀ つぎの會議の召集準備にあたることとなつた。なお、やがて開かるべき會議で七人乃至九人の委員を任命して 勞働者の團結權にたいする企業家のあらゆる攻撃に對抗措置を講じ、 というのである。 1 またこのようにベルリン労働組合會議の結果として事實上すでに「勞働組合總委員會」 それまでの臨時措置として、現會議で選出された七人の委員がこれを代行することとなつた。 それによつて賃銀運動の有力なる促進をはかる、 經濟的にあまりにも弱い地位にある未組織の男女勞働者の組織化に努力し、 オン 問題が生じた。その當時はストがしばしば行なわれたの (職業別組合)craft union 一八九一年一月二〇日第一號が刊行された。さらに總委員會は、 の考え方からは遠い、といわねばならね。しかし、 ドイツ諸邦のなかで、 地方の勞組はそれぞれの職種組合の中央連合會に加盟すべく、また中央連合會は全國勞働 が誕生した。 の準備として、 委員會はただちにカール・レーギェンを委員長に選んで活動を開始し、 ついで機闘紙「ドイツ勞働組合總委員會」(はじめ不 組織問題に闘する草案を作製した。 法律的理由のため中央組織をつくれない場合にも、 の考え方に立つ傾向が强く、 というのであつた。要するに、 それぞれの組織する中央連合會が互いに協力して共同 と決議された。 で、 スト援助をどんな組織でやるかに 個々の組織が行なう抵抗を强 かくして七人の代議員が委員として 援助組織 インダストリアル それによると、それぞ Ø やがて開かるべき「勞働 決定が緊 その諸組織を援助するこ そこにはイギリスでい · 定期 その邦の 急の課題となつ (Generalkom-1 ŦŲ オ ñ その仕事 力 つい の職 地方組 のち週 に支援 產 組 て 種

'の末期に勞働者階級の動きはすでに相當活發になつてきていて、政府

たのは當然である。

これより先、

社會主義者法時代

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

宁

四四〇人の勞働者によつて一、一三一件のストが行なわれている。 そのうち一八七件では完全に、 また四六八件では部分 の手で行なわれた統計では、一八八九年一月一日から一八九〇年四月三〇日までの一年四ヶ月間にドイツで合計三九四、

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

子

的に、 三九六マルクに達している。しかも一八九一年に入つてドイツ經濟界は不況に見舞われたので、各組合の自發的納入によ 月までの一一ケ月間に合計六、六○○人が参加した三一件のストを支援せねばならなかつた。そのための費用は一八九、 勞働者の要求が通つていたが、四二○件では勞働者が敗れている。 總委員會は一八九〇年一一月から一八九一年九

面し 働運動そのものが果して幾ばくの成功の見込みをもつか、ということについて、客觀情勢は極めて不利な觀察を與えがち だにも悲觀的氣分が生れてきた。すなわち中央組織によるスト援助は、そもそも可能性に乏しいのではないか、 たわけである。 勝つべき闘争も總委員會の財力不足のために負けることが起つてきて、 勞働運動の指導者たちのあ ひいて勞

る總委員會收入は減少した。かくして、この重要なる時期にあたつて、

總委員會はスト援助という極めて困難な問

題

rc

當

(der deutsche Gewerkschaftskongress) が一八九二年三月一四日から一八日まで、ハルバー シュ タット(Halberstadt)

組織問題でも指導者間に意見の對立が生じたのである。こうした狀況のもとに、

第一回のドイツ勞働

組

で開かれることになつた。 (これより先、一八九一年九月七・八兩日に同じくハルバー シュ タット ・で開か れた勞働組

委員會(Exekutivausschuss)をもつ勞働組合評議會(Gewerkschaftsrat)を結成すべし、という提案も行なつた。こ 一八九一年、 產業別連合會 すでに産業別組合たる金屬勞働組合を結成している。) (Industrieverband) をつくる必要があるという意見が、 そのほかに金屬勞働者は、 金屬勞働者たちから出てきた。 總委員會の代りに、 (d) 5 は

ト援助を行なつてゆくにはいかにすべきか、という問題を完 全 に 解決しえたわけではないが、

クシャフツ・コンフェレンツと呼ばれた。)この一八九二年の會議は、

もろもろの組織を統一して有効なス

組織問題を討議するうち

識はゲヴェル

なので、

の提案にたいして、木工勞働者(Holzarbeiter)は、やはり職業別の中央連合會を基盤としてやつてゆく方針 を 主 張

可決 者をも含め、さらに密接關係にある熟練職種の勞働者とも一緒になつて一 從事する勞働者の組織するそれぞれの職業別組合を中心として組合運動を展開するか、 針が一四八票對三七票(一一票は保留、 うことを避けて自然の成行きにまかせ、ゆるいテンポで進む方がよい、と主張したのである。結局、この木工勞働者の方 þ た されていることは、 された。 かれらは、 こうした接近は、 古くからの職業別組合のワクのなかで依然として考えている大部分の勞働者とのあいだに横たむる意識 結局、 この討議において金屬勞働者のように、 もちろん類似の職業において、 注目に値しよう。 さしあたり、 連合契約によつて行なうべきであつて、それ以上の緊密な提携は、 すなわちハルバ 一二票は代議員欠席)で採擇された。かくして、 それぞれの職業の連合會が互いに接近することに反對はしなかつたけれど 典型的な近代産業の勞働者として大資本の攻勢に直面している人た ーシュタット會議では、組織問題についても、 組織を結成すべきか、ということが大きな論 それとも、 この會議では總委員會の存績が 同じ職場の不熟練勞働 熟練を要する職 これを急激に行 の相 違が示 種 rc

.

では、 ヌ をもたせて勞働組合に加入させることに骨折らなければならなかつた。 近代的な勞働組合の結成に向つて努力した先覺者たちは、まず、そのような「職人」に近代的な「勞働者」としての自 いう言葉が、二十世紀に入つてまでドイツで愛用されたことも、 ング ドイツでは、 、の存續をはかる親方や職人とのあいだに、激しい闘争をくりひろげた事實も、 新たに勞働運動が起つてくる一八六〇年代以降においても、 通常考えられている以上に、ツンフト遺制とも呼ぶべきものが存續し、そのために、 こうした事情をかえりみることによつて理解されよう。 職人意識が根强く碊つていた。「職人」(ゲゼレ)と これらの先覺者たちが、 すでに見たところである。 ッ ンフト遺制としてのイ 古い傳統をもつ職 かくして

八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

<u>F</u>

ろう_o 意義 條件の成立 合運動 に轉落したものであることは、 統をもつ とも一八六〇年代において、 制から「單 に發展しえた理由は、 くなくとも共濟組合や金庫制の評價において過小であると私は考える。 が近代的勞働組合の結成にたいしてもつゴラスの面だけを强調するのは片手落ちであるが、 小さく評價しすぎているように思われる。 ツンフト もとより、 「大なるものではなかつた」とされる。 これらの残渣からは にたいして演じた役割の、 しかし、 私 潰 はかなり高く評價したいと思う。さらにブラウンも、 にわずかばかり」助成されたのでは決してなかつた。 一をまつてはじめて可能であつたことはいうまでもないが、 制が近代 のい ことで私が ネストリープケは、 わゆる 的勞働組合運動の發展にたいしてもつマイナスの面は、 決してツンフト遺制 「職人」たちによつて支持され推進されていつた事質について、 「職人」と譯したところのものが、 「單にわずかばかり」助成されたにすぎない。 典型的な近代工業の勞働者を主たる擔い手とせず、 さきに述べた通りである。 プラスの面を全く否定し去るものではなかつた。しかしながら彼によれば、 「ツンフト的な職人組合の残渣」と彼が呼ぶところのものの歴史的な意義をあまり もちろん彼は、 的な共濟金庫制のみに歸せらるべきではなく、 なるほど、 アー もちろん、 すでに本稿の初めにかえりみたように、 ドルフ・ブラウンのようにツンフト 本質的にはツンフト時代のそれでなく、 金庫制 ネストリー ネストリープケのように、 大資本のもとで働く近代的な機械製造工 ドイツの勞働組合が一八六〇年代から、 がドイツ 職人運動の餘波と残渣とによる勞働 たしかにネスト プケも、 むしろ主として、古くからい の近代的勞働組合の發展 ۴ イツの勞働組合運動が、 ドイツ産業の發展という基本的 あまり注意していないようであ ネストリープ リーブ 勞働組合運 的 これらの残渣が勞 ヶ な職 の指摘 すでに 人の ケの にたいしてもつ 相 動は共濟金庫 手工 勞働 組 の數は、 見解は、 「勞働者」 Ā. あの 扶 合の促 一業の りであ 組 助 よう 合運 組 働 傳 ア す 進

〇人と推定されている。しかし、

ーパ

一の「ドイツの經濟生活」(一九四九年刊)によると、

かれらの大部分は却つて市民的なヒルシュやドゥンカーたちの提唱する勞働組合運動の

一八六一年においてドイツ全體で五

0

支持者であつたことも、すでに記した通りである。しかし、ドイツにおけるツンフト遺制の存績は、他面また、ドイツの

勞働組合に職業組合的な性格を刻印し、産業別組合の結成を一八九○年代以降にまで遅れさせる要因の一つとなつている

ことも忘れられてはならぬ。

主

- Frisch, Walther: Der Unterstützungsverein für alle in der Hut- und Filzwarenindustrie beschäftigten Arbeiter und Arbeiterinnen (Schmoller's Jahrbuch, 26. Jahrg., 1902), 269—271.
- 25 Ibid., 271-277.
- Basner, Emil: Geschichte der deutschen Schmiede bewegung (Hamburg 1912), Bd. I, 29--31.
- Hommer, Otto: Die Entwicklung und Tätigkeit des Deutschen Metallarbeiterverbandes (Berlin 1912),
- Müller, Hermann: Die Organisationen der Lithographen und Steindrucker (Berlin 1917), Bd. I, zwischen S. 468 und S. 469.

35

- Gewerkschaft der Manufakt. und Handarb. beiderlei Geschlechts.
- Basner, 36—37, 68—70.
- ਨ Cassau, Jeannette : Die Arbeitergewerkschaften (Hal-

一八六〇年代のドイツ勞働組合とツンフト遺制

元

berstadt 1927), 90-91.

- Wiese, Leopold von: Die neuere Entwicklung des Arbeitsnachweises in Deutschland (Schmoller's Jahrbuch, 24. Jahrg., 1900), 1139—1140.
- Seutemann, Karl; Eine theoretische Begründung der Berufs- und Gewerbezählungen (Schmoller's Jahrb.
 26. Jahrg., 1902), 1473.
- Gf. Seidel, Richard : Die Gewerkschaftsbewegung in Deutschland (Internationale Gewerkschaftsbi-
- bliothek, Heft 7/8, 1927). Farwig, Heinrich: Der Kampf um die Gewerkschaften (Moskau 1929).
- ハンブルクにおいて一八八〇年代の末にイヌングと勞働組合所屬勞働者とのあいだに展開された鬪爭については Bürger, Heinrich: Die Hamburger Gewerkschaften und deren Kämpfe von 1865 bis 1890 (Hamburg 1899) 549ff, 参照。
- おけるドイツの社會主義思想と勞働運動」の一部である)(本稿は昭和二八年度文部省科學研究費による「十九世紀後半に

agriculture: development of commercialized agriculture.

Deutsche Gewerkschaften und die Reste des Zunftwesens in den 60er Jahren des 19. Jahrhunderts (2) von E. Kobayashi

Trotz der Einführung der Gewerbefreiheit blieben in Deutschland die Reste des Zunftwesens noch in den 60er Jahren des 19. Jahrhunderts übrig Lieber wurde das Wort "Geselle"—natürlich nicht als Geselle in der Zunftzeit, sondern als "technisch gebildeter Arbeiter—gebraucht. Wir finden oft in den damaligen Schriften die Innung und Herberge und ihre Einwirkungen auf die Gewerkschaftsbewegung. Es dünkt mich, dass auch die Unterstutzungskasse die wichtige und günstige Rolle in der modernen Gewerkschaftsorganisation spielte. Die bisherigen Forscher gaben nicht genug Achtung auf die Tatsache, dass die deutsche Gewerkschaftsbewegung hauptsächlich von den "Gesellen" der früheren zünftigen Berufe getragen wurde. Diese Tatsache prägte in die damalige deutsche Gewerkschaftsorganisation den Charakter des trade union, nicht des industrial union, ein.